



こんにちは 富山県議会です 2020

富山県議会は、開かれた議会をめざします

県議会の広報

県議会ホームページ

<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/index.html> または

富山県議会 検索

ホームページでは、議会日程や議員の紹介、本会議等のインターネット中継、会議録や議決結果等の県議会に関する情報をご覧いただけます。

インターネット議会中継

本会議等の生中継と録画中継をご覧いただけます。



スマートフォンやタブレットパソコン等でも視聴可能です。

会議録検索システム

過去の本会議や委員会の会議録をご覧になれます。



議決結果

議案議決結果、意見書・決議、請願、質問者一覧、質問項目などをご覧になれます。



広報誌の発行

広報誌を発行・配布し、県議会の仕組みなどを分かりやすく紹介しています。

議会日程ポスターの掲示

公共施設や県内主要駅等に議会の日程や傍聴・視聴の方法等が記載されたポスターを定例会ごとに掲示しています。

会議録の発行・閲覧

本会議、予算特別委員会、各委員会の会議録を次の定例会の開催日までに発行しています。議会図書室、県立図書館、市町村の図書館でもご覧になれます。また、ホームページから閲覧でき、会議録の中のキーワードで検索もできます。

県議会の中継放送

県議会中継を県内のケーブルテレビ及びインターネットで実施しています（本会議、予算特別委員会等）。また、県議会ホームページにて直近定例会の録画放送をご覧いただけます。

県議会 公式フェイスブック・公式ツイッター

県議会の取組みや活動内容などいち早く情報を提供しています。

Facebook: <https://www.facebook.com/toyamapref.gikai>
Twitter: <https://www.twitter.com/toyamakengikai>



令和2年2月定例会

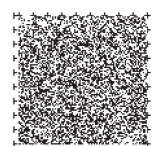
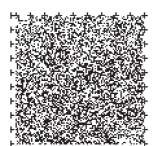
INDEX

- ・ 県民の皆様へ
- ・ 県議会の役割
- ・ 県議会のしごと
- ・ 県議会のしくみ
- ・ 本会議配席図
- ・ 議員紹介
- ・ 会派別議員名簿
- ・ 委員会の構成
- ・ 議会改革 2020
- ・ 議員提案条例
- ・ 請願・陳情・傍聴
- ・ 県議会の広報

音声コード Uni-Voice
携帯電話、スマートフォン、
活字文書読上装置で、
情報を音声で聞くことができます。

音声コード Uni-Voice
携帯電話、スマートフォン、
活字文書読上装置で、
情報を音声で聞くことができます。

あなたの声を県政に（意見・お問い合わせ）
富山県議会事務局議事課 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL076-444-3409 FAX076-444-3471



県民の皆様へ



第128代
議長
上田 英俊



第122代
副議長
篠岡 貞郎

富山県議会は、県民の皆様が豊かで、安全に安心した生活が営める元気な富山県を築くため、本県の有する豊かな可能性や魅力を存分に引き出すことに全力で取り組みます。

このため、県民の皆様の多様な意思を県政に反映し、議論を尽くすとともに、積極的に議会改革に取り組み、皆様に信頼され、期待される議会となりますよう、最大限の努力をしております。

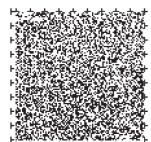
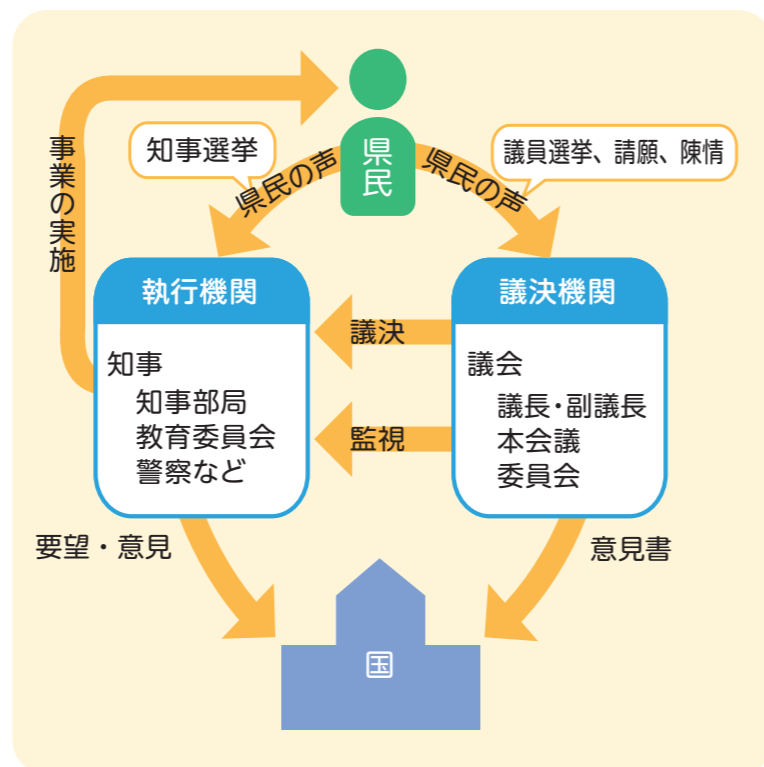
議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、議会を運営し、議会を代表します。副議長は、議長が病気その他事故があるとき、また議長が欠けたとき、議長の代わりを務めます。

県議会の役割

県議会は、県民の皆様が選んだ代表者（議員）が集まって、豊かで住みよい富山県にするために話し合い、条例や予算など県政の基本的な方針を決定する場であり、議決機関と呼ばれています。

知事をはじめとする執行機関は、議会で決められた方針に従って各種の事業を実施しますが、県議会は、事業が本当に県民のためになったかどうかについて調査や検査などをする監視機能を有しています。



県議会のしごと

議決

- ・ 条例の制定、改正、廃止を議決します。
- ・ 予算を定め、決算を認定します。
- ・ 重要な契約や市町村の合併など、法に定められた事項について議決します。

選挙

議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。

同意

副知事、各種委員など、知事が選任する重要な人事は、事前に議会の同意が必要です。

請願・陳情の審査

県民から提出された請願や陳情を審査し、適当なものは県政に反映させます。

意見書の提出

県民の福祉の向上などに関する事項について、議会の意思を意見書にまとめ、政府や国会に提出します。また、決議という方法で議会の意思を表明することもあります。

検査・調査

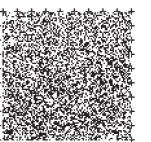
議会で決めたとおりに県の仕事が行われたかどうか検査し、調査します。必要に応じて執行機関に報告を求め、事情を聴取したり、関係人を呼んで証言を求めます。

議案が可決されるまで



※質疑
議案について
疑問や不明確
な点をたず
ること

※質問
県政に対する
基本的な考え
方をたずす
こと





県議会のしくみ

定例会と臨時会

定例会は、年4回（原則として2月、6月、9月、11月）定例的に招集されます。臨時会は、必要のあるとき、特定の事件を審議するために招集されます。

本会議

本会議は、議員全員が参加して開かれ、議会の最終的な意思決定はすべてここで行われます。本会議では、会派の代表による代表質問、議員個人による一般質問などが行われます。

予算特別委員会

予算特別委員会は、予算を総合的に審査するため、本会議の議論を踏まえて一問一答方式の質問により論議を深める、本県議会の特色ある制度です。

常任委員会

常任委員会は、県政の諸問題を専門的に調査・審査するために次のとおり5つの分野別に設置されています。

経営企画委員会

総合政策局、経営管理部、出納局、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員の所管に関する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項を調査・審議します。

教育警務委員会

教育委員会、公安委員会の所管に関する事項を調査・審議します。

厚生環境委員会

厚生部、生活環境文化部の所管に関する事項を調査・審議します。

県土整備観光委員会

観光・交通振興局、土木部、企業局、収用委員会の所管に関する事項を調査・審議します。

経済産業委員会

商工労働部、労働委員会、農林水産部、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の所管に関する事項を調査・審議します。

特別委員会

特別委員会は、必要がある場合に設けられるもので現在は次のとおり設置されています。

産業振興特別委員会

産業の振興に関する調査を行うため、令和元年5月臨時会において設置されました。

人口減少問題特別委員会

人材育成・確保、人口減少、少子高齢化対策に関する調査を行うため、令和元年5月臨時会において設置されました。

総合交通・県土強靱化特別委員会

陸海空の総合交通施策・2次交通対策、総合的・計画的な防災・減災対策等に関する調査を行うため、令和元年5月臨時会において設置されました。

決算特別委員会

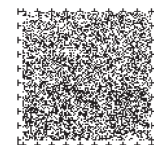
知事から提出された決算認定議案を審査するため、例年9月定例会で設置されます。閉会中も審査を行い、11月定例会で審査報告を行います。

議会運営委員会

議会運営委員会は、議会運営に関する事項や意見書・決議案について協議し、調整します。

政策討論委員会

政策討論委員会は、県政の重要事項及び当面の政策課題等について、議員の政策提案及び政策討論を行います。



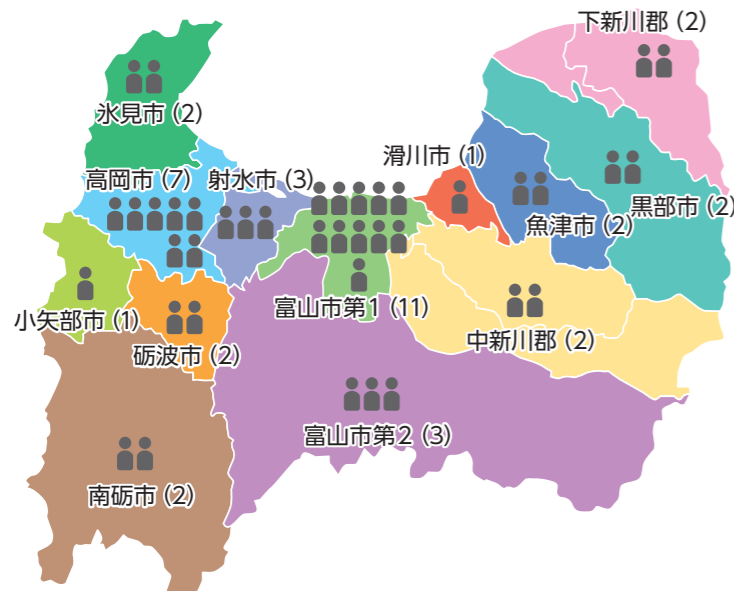
本会議配席図

(令和元年11月26日現在)



議員紹介

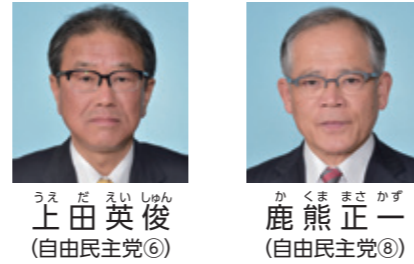
県議会議員の定数は、13選挙区から選ばれた40名です。



中新川郡 (定数2)



下新川郡 (定数2)



富山市第1 (定数11)



富山市第2 (定数3)



高岡市 (定数7)



魚津市 (定数2)



黒部市 (定数2)



南砺市 (定数2)



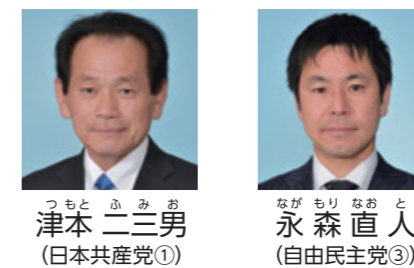
氷見市 (定数2)



砺波市 (定数2)



射水市 (定数3)



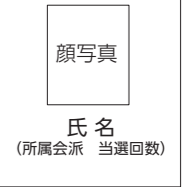
滑川市 (定数1)



小矢部市 (定数1)



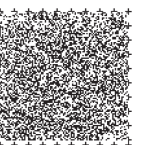
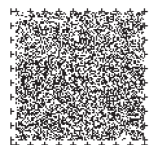
〈凡例〉



各選挙区別に五十音順に載せています。

会派別議員名簿

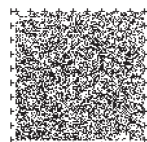
会派等の名称	議員数	議員名				
自由民主党富山県議会議員会	33	澤崎 豊	大門良輔	瀬川侑希	安達孝彦	針山健史
		藤井大輔	庄司昌弘	種部恭子	八嶋浩久	川上 浩
		亀山 彰	酒井立志	川島 国	山崎宗良	数田栄治
		井上 学	平木柳太郎	永森直人	奥野詠子	藤井裕久
		瘡師富士夫	後岡貞郎	武田慎一	山本 徹	宮本光明
		渡辺守人	五十嵐 務	稗苗清吉	上田英俊	中川忠昭
		横山 栄	鹿熊正一	米原 蕃		
富山県議会社会民主党議員会	3	岡崎信也	井加田まり	菅沢裕明		
日本共産党富山県議員会	2	津本二三男	火爪弘子			
公明党富山県議員会	1	吉田 勉				
会派 至誠	1	杉本 正				



委員会の構成

◎印 委員長 ○印 副委員長 令和元年5月8日現在

	名称	定数	委員				
常任委員会	経営企画委員会	8名	◎奥野詠子 ○井上学	八嶋浩久 稗苗清吉	吉田勉 鹿熊正一	武田慎一 菅沢裕明	
	教育警務委員会	8名	◎亀山彰 ○庄司昌弘	瀬川侑希 筱岡貞郎	岡崎信也 渡辺守人	瘡師富士夫 米原蕃	
	厚生環境委員会	8名	◎山崎宗良 ○種部恭子	津本二三男 井加田まり	藤井大輔 平木柳太郎	川島国 山本徹	
	県土整備観光委員会	8名	◎藪田栄治 ○針山健史	澤崎豊 火爪弘子	川上浩 五十嵐務	永森直人 横山栄	
	経済産業委員会	8名	◎酒井立志 ○安達孝彦	大門良輔 上田英俊	藤井裕久 中川忠昭	宮本光明 杉本正	
特別委員会	産業振興特別委員会	14名	◎稗苗清吉 ○井加田まり	針山健史 山崎宗良 山本徹	藤井大輔 吉田勉 宮本光明	種部恭子 瘡師富士夫 杉本正	亀山彰 武田慎一 米原蕃
	人口減少問題特別委員会	13名	◎五十嵐務 ○平木柳太郎	津本二三男 川上浩 上田英俊	大門良輔 酒井立志 鹿熊正一	瀬川侑希 藪田栄治 菅沢裕明	庄司昌弘 奥野詠子
	総合交通・県土強靱化特別委員会	13名	◎渡辺守人 ○火爪弘子	澤崎豊 川島国 筱岡貞郎	安達孝彦 井上学 中川忠昭	八嶋浩久 永森直人 横山栄	岡崎信也 藤井裕久
	議会運営委員会	8名	◎横山栄 ○永森直人	川島国 奥野詠子	井上学 藤井裕久	平木柳太郎 宮本光明	



議会改革2020

- 富山県議会基本条例に基づき、議会改革推進会議（委員長 副議長）を設置、毎年度、議会改革に関する行動計画を策定し、改革につながる取り組みを着実に進めます。

議会改革推進会議

議会改革に継続的に取り組むため、富山県議会基本条例に基づき設置される会議です。この会議は、毎年度、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、策定した行動計画とその進捗状況を公表します。

<参考：富山県議会基本条例（抜粋）>

- 第14条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。
- 2 議会改革推進会議は、毎年度、議会改革に関する行動計画を策定し、並びに当該行動計画及びその進捗状況を県民に公表する。

住民との情報共有の推進

○県議会広報の充実

令和2年6月、定例会の概要等を掲載した2種類の広報紙を試行的に発行、議長の下に設置した広報編集委員会において、その効果検証を行い、議会活動に関する広報を効果的に展開する方策について検討します。



○常任委員会のインターネット録画配信

常任委員会のインターネット録画配信に向け、県民の声も聴きながら、試行し、引き続き検討します。



住民参加の取組

○意見交換会・出前講座・議会報告会

県民各層と議員との意見交換会、議員による学生等への出前講座を引き続き実施します。また、議会報告会については、試行結果等を踏まえ他県の実施状況を調査、あり方等を議論し、開催を検討します。



議会報告会を県内視察・議員との意見交換会と併せて試行

新たな機能強化の取組

○危機管理対応

令和元年度に作成した「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、防災訓練の具体的な内容や備蓄の必要性などについて検討します。



【富山県議会基本条例】

平成30年2月定例会において全会一致で可決、平成30年4月1日に施行されました。

(目的)

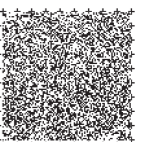
第1条 この条例は、富山県議会の基本理念を明らかにするとともに、議会の役割、議会の運営原則、富山県議会議員の責務及び活動原則、会派の機能、議会と富山県知事その他の執行機関との関係、議会と富山県民との関係等の議会に関する基本事項を定めることにより、議会が県民の負託に応え、もって県民誰もが未来に希望を持ち、豊かさや幸せを実感できる富山県の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、県の最終意思を決定する議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を十分に発揮するとともに、県民の多様な意思を富山県政に反映させることにより、地方分権社会にふさわしい地方自治の本来の力を高めることを目指すものとする。

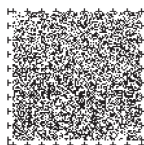
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/develop/kihonjorei.pdf>

又は、「富山県議会基本条例」で検索すると、全文をご覧いただけます。



議員提案条例（政策条例）制定状況

- 
富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例 公布日：平成 31 年 3 月 15 日
施行日：平成 31 年 3 月 15 日
制定趣旨 中山間地域に持続可能な新たな地域社会の形成を図り、もって県民全体の生活の安定向上及び本県経済の安定に寄与する。
- 
富山県犯罪被害者等支援条例 公布日：平成 28 年 12 月 16 日
施行日：平成 29 年 4 月 1 日
制定趣旨 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。
- 
富山県県産材利用促進条例 公布日：平成 28 年 9 月 30 日
施行日：平成 28 年 9 月 30 日
制定趣旨 知事が定める基本計画及び県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項について定めること等により、県産材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、あわせて森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与する。
- 
障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例 公布日：平成 26 年 12 月 17 日
施行日：平成 28 年 4 月 1 日
制定趣旨 障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律と相まって、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。
- 
富山県歯と口腔の健康づくり推進条例 公布日：平成 25 年 9 月 30 日
施行日：平成 25 年 9 月 30 日
制定趣旨 県民の歯と口腔の健康づくりについて、施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進する。
- 
富山県がん対策推進条例 公布日：平成 24 年 12 月 12 日
施行日：平成 25 年 4 月 1 日
制定趣旨 がん対策に関し、施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、県が策定するがん対策推進計画の実効性を確保しつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。
- 
富山県適正農業規範に基づく農業推進条例 公布日：平成 22 年 12 月 13 日
施行日：平成 22 年 12 月 13 日
制定趣旨 農業者による適正な農業生産活動を推進することにより、安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保し、農業に対する県民の信頼の向上に資するとともに、本県農業の持続的な発展に寄与する。
- 
富山県商工業者等によるにぎわいと魅力あるまちづくり推進条例 公布日：平成 22 年 6 月 23 日
施行日：平成 22 年 10 月 1 日
制定趣旨 商工業者及び商工団体等のにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動への積極的な取組を促進し、相互に協力する気運を醸成することにより、豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、県民生活の向上に寄与する。
- 
元気とやま観光振興条例 公布日：平成 20 年 12 月 22 日
施行日：平成 20 年 12 月 22 日
制定趣旨 観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ戦略的に推進し、豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び本県経済の発展に資する。
- 
都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例 公布日：平成 15 年 3 月 19 日
施行日：平成 15 年 4 月 1 日
制定趣旨 県民の共通理解の下に交流地域活性化に関する施策を総合的かつ体系的に推進することにより、農山漁村地域の活性化を図り、活力ある県土の形成に資する。



県議会に請願や陳情をするには

県政に対する要望や希望を述べようとするときは、県議会に対して、請願（陳情）をすることができます。請願（陳情）は、文書で議長あてに提出してください。なお、請願には、県議会議員の紹介が必要です（陳情には必要ありません）。

○提出方法

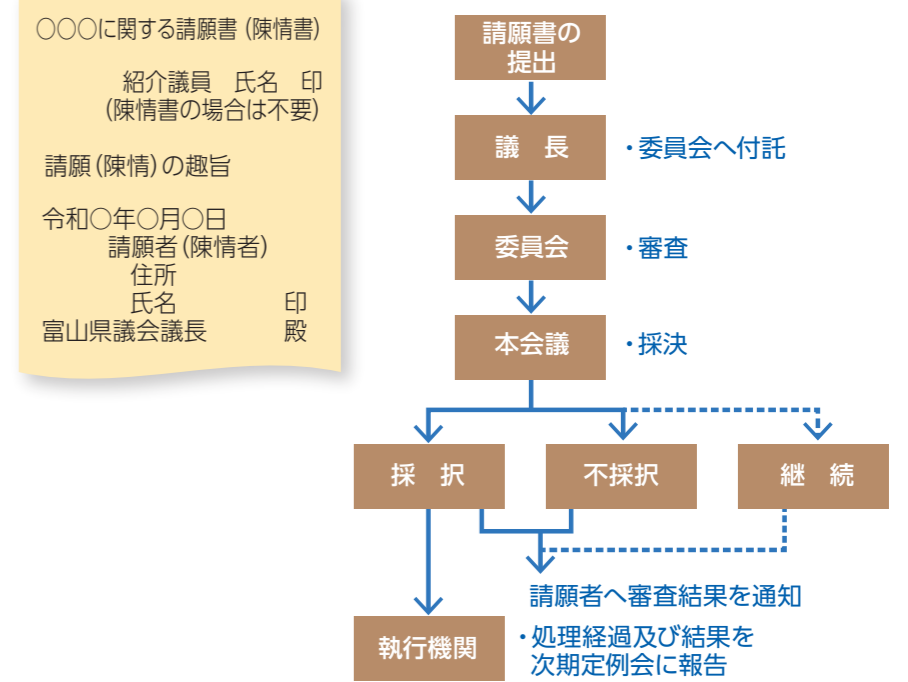
議会事務局に直接持参するか、あるいは郵送にて提出してください。

○提出期限

随時受理されますが、会期中の一般質問最終日（ただし、意見書・決議の提出に係るものについては、代表質問日の午後1時）までに受理されたものを、その定例会で審査します。

請願（陳情）書に記載された個人情報（住所・氏名）は、議会の審議のために用いるとともに、会議録等に掲載されるほか、公文書として情報公開の対象となります。

○請願の手続き



県議会を傍聴するには

富山県議会の本会議、予算特別委員会、常任委員会等は、傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議会日程および委員会日程をご確認の上、お越してください。（原則先着順）

なお、車椅子を使用される方も傍聴することができますが、事前に議会事務局にご相談ください。また、手話通訳及び要約筆記を希望される場合は、議会事務局で手話通訳者等を手配いたしますので、傍聴希望日の5日前までにお申込みください。

	受付場所	受付時間	受付方法	定員
本会議	議事堂4階 傍聴者入口	随時	受付に設置してある傍聴者名簿に住所・氏名を記入の上、自由に入場してください。	149名 (うち車椅子8席)
予算特別委員会	議事堂2階 大会議室入口		受付に設置してある傍聴者名簿に住所・氏名を記入の上、自由に入室してください。	27席
常任委員会 議会運営委員会	委員会 開催会場入口	委員会開会の 30分前まで	当日、委員会開催会場にてお申込みください。 傍聴を希望する委員会の委員長の許可を受けて、傍聴することができます（委員会室により席数に限りがあります。）※詳しくは事務局におたずねください。	若干名
特別委員会		随時		

